

鹿角市国民保護計画

平成30年12月修正

鹿 角 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び本計画の位置づけ	1
2	本計画の構成	2
3	本計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	市及び関係機関の役割分担の概要	5
2	市及び関係機関の事務又は業務の大綱	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	11
第5章	本計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態等	14
2	緊急対処事態	17
第2編	平素からの備えや予防	19
第1章	組織・体制の整備等	19
第1	市における組織・体制の整備	19
1	市の各部課室における平素の業務	19
2	市職員の参集基準等	21
3	消防機関の体制	23
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	23
第2	関係機関との連携体制の整備	24
1	基本的考え方	24
2	県との連携	24
3	近接市町村との連携	25
4	指定公共機関等との連携	25
5	ボランティア団体等に対する支援	27
第3	通信の確保	28
第4	情報収集・提供等の体制整備	28
1	基本的考え方	28
2	警報等の伝達に必要な準備	30
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	31
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	32
第5	研修及び訓練	33
1	研修	33
2	訓練	33
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への 対処に関する平素からの備え	36

1	避難に関する基本的事項	36
2	避難実施要領のパターンの作成	37
3	救援に関する基本的事項	37
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	38
5	避難施設の指定への協力	38
6	生活関連等施設の把握等	38
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	40
1	市における備蓄	40
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	40
第4章	国民保護に関する啓発	42
1	国民保護措置に関する啓発	42
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	42
第3編	武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処	44
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44
1	事態認定前における緊急事態対策部等の設置及び初動措置	44
2	武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）等の兆候に関する連絡があつた場合の対応	46
第2章	市対策本部の設置等	47
1	市対策本部の設置	47
2	通信の確保	54
第3章	関係機関相互の連携	55
1	国・県の対策本部との連携	55
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	55
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	56
4	他の市町村に対する応援の要求、事務の委託	56
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
6	市の行う応援等	57
7	ボランティア団体等に対する支援等	57
8	住民への協力要請	58
第4章	警報及び避難の指示等	59
第1	警報の伝達等	59
1	警報の内容の伝達等	59
2	警報の内容の伝達方法	60
3	緊急通報の伝達及び通知	61
第2	避難住民の誘導等	62
1	避難の指示の通知・伝達	62
2	避難実施要領の策定	62
3	避難住民の誘導	68
4	その他事態別の避難に関する留意点	70
第5章	救援	73
1	救援の実施	73

2	関係機関との連携	73
3	救援の内容	74
第6章	安否情報の収集・提供	75
1	安否情報の収集	75
2	県に対する報告	76
3	安否情報の照会に対する回答	76
4	日本赤十字社に対する協力	77
第7章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	78
第1	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	78
1	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処の基本的考え方	78
2	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の通報	78
第2	応急措置等	79
1	退避の指示	79
2	警戒区域の設定	80
3	応急公用負担等	81
4	消防に関する措置等	82
第3	生活関連等施設における災害への対処等	84
1	生活関連等施設の安全確保	84
2	危険物等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
第4	NBC攻撃による災害への対処等	85
第8章	被災情報の収集及び報告	89
第9章	保健衛生の確保その他の措置	90
1	保健衛生の確保	90
2	廃棄物の処理	91
3	文化財の保護	91
第10章	国民生活の安定に関する措置	92
1	生活関連物資等の価格安定	92
2	避難住民等の生活安定等	92
3	生活基盤等の確保	92
第11章	特殊標章等の交付及び管理	93
第4編	復旧等	96
第1章	応急の復旧	96
1	基本的考え方	96
2	公共的施設の応急の復旧	96
第2章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧	97
第3章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等	98
1	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁、国への負担金の請求	98
2	損失補償及び損害補償	98
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	98

用語の定義

この計画で使用する用語の定義については、次のとおりです。

【法令名、計画等名】

用 語	定 義
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）をいう。
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）をいう。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）をいう。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）をいう。
基本指針	国民保護法第32条に基づき、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して、あらかじめ定める基本指針をいう。
県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき、秋田県知事が作成する「秋田県国民保護計画」をいう。
市国民保護計画	国民保護法第35条に基づき、市長が作成する鹿角市の国民の保護に関する計画をいう。
国民保護業務計画	国民保護法第36条に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画をいう。

【組織、機関関連用語】

用 語	定 義
市	鹿角市（市長及びその他の執行機関）をいう。
県	秋田県（知事及びその他の執行機関）をいう。
国対策本部	武力攻撃事態等への対処措置の実施を推進するため、事態対処法第10条に基づき、内閣総理大臣が臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
国緊急対処事態対策本部	緊急対処事態への対処措置の実施を推進するため、事態対処法第26条に基づき、内閣総理大臣が臨時に内閣に設置する緊急対処事態対策本部をいう。
県対策本部	本県の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第27条に基づき、知事が設置する秋田県国民保護対策本部をいう。
県対策本部等	秋田県国民保護対策本部、秋田県緊急対処事態対策本部、秋田県国民保護対策部、秋田県緊急対処事態対策部、秋田県国民保護連絡部、秋田県緊急対処事態連絡部、秋田県国民保護〇〇地域対策部、秋田県緊急対処事態〇〇地域対策部、秋田県国民保護現地対策本部、秋田県緊急対処事態現地対策本部、秋田県国民保護現地派遣班、秋田県緊急対処事態現地派遣班をいう。
市対策本部	市の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第27条に基づき、市長が設置する鹿角市国民保護対策本部及び市の区域に係る緊急対処保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第183条において準用する同法第27条に基づき、市長が設置する鹿角市緊急対処事態対策本部をいう。
市現地対策本部	国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施を要する地域にあつて、市対策本部の事務の一部を行うため、国民保護法第28条（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づき、市長が設置する鹿角市国民保護現地対策本部及び鹿角市緊急対処事態現地対策本部をいう。
市緊急事態連絡室	国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る所要の情報収集・連絡のため、本計画に基づき市長が設置する鹿角市緊急事態連絡室をいう。

市緊急事態対策部	市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部設置の通知がない段階において、本市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施を総合的に推進するため、本計画に基づき市長が設置する鹿角市緊急事態対策部をいう。
市対策本部等	鹿角市国民保護対策本部、鹿角市緊急対処事態対策本部、鹿角市国民保護現地対策本部、鹿角市緊急対処事態現地対策本部、鹿角市緊急事態連絡室、鹿角市緊急事態対策部をいう。
指定行政機関	事態対処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省が指定されている。
指定地方行政機関 (本文7頁参照)	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関 (本文8頁参照)	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関 (本文9頁参照)	国民保護法第2条に基づき、県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
消防機関	消防組織法第9条の規定により、市町村が消防事務を処理するための機関として設置している消防本部、消防署、消防団の全部又は一部をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。国内における大規模災害又は特殊災害(被災地の属する都道府県内の消防力をもっては対処できないもの)の発生に際し、被災地の消防の応援のため、消防庁長官の要請によって出動し、人命救助活動等を行うため都道府県ごとに編成された消防の部隊で、救助、救急、消火、航空部隊等がある。
自主防災組織	災害対策基本法第5条第2項の規定による「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条の規定により、国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設などが該当する。

【その他の用語】

用語	定義
国民保護措置	<p>国民保護法第2条の規定により、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が国民保護法の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。</p> <p>イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置</p> <p>ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置</p> <p>ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置</p> <p>ニ 輸送及び通信に関する措置</p> <p>ホ 国民の生活の安定に関する措置</p> <p>ヘ 被害の復旧に関する措置</p>

緊急対処保護措置	国民保護法第172条の規定により、緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。
武力攻撃	事態対処法第2条の規定により、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態 (本文14頁参照)	事態対処法第2条の規定により、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	事態対処法第2条の規定により、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	事態対処法第1条の規定により、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	事態対処法第25条の規定により、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃 (本文16頁参照)	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃をいう。
武力攻撃災害	国民保護法第2条の規定により、武力攻撃による直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急対処事態における災害	国民保護法第183条において準用する同法第2条の規定により、武力攻撃に準ずる攻撃による直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、事態対処法第9条に基づき、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに、事態対処法第25条に基づき、政府が定める緊急対処事態への対処に関する基本的な方針をいう。
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条、第10条、第12条、第13条、第15条若しくは第17条又は第21条の規定に基づき、国対策本部長又は政府が定めることができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域又は電波の利用に関する指針をいう。
避難住民等	国民保護法第75条の規定により、避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
避難行動要支援者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々をいう。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等が考えられる。
要避難地域	国民保護法第52条の規定により、住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	国民保護法第52条の規定により、住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）
特定物資	国民保護法第81条の規定により、救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が、取り扱うものをいう。 なお、秋田県国民保護計画の「第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処—第8章 国民生活の安定に関する措置」においては、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第2条に基づき、政令により特別の調査を要する物資として指定された物資をいう。

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進する。

(2) 本計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、本計画を作成する。

(3) 本計画に定める事項

本計画においては、その区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

市国民保護計画に定める事項（国民保護法第35条第2項）

- 1 市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合的な推進に関する事項
- 2 市が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項
 - ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置
 - ④ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - ⑤ 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧に関する措置
 - ⑥ 市の委員会及び委員が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項
- 3 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための体制に関する事項
- 5 国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 その他国民保護措置（緊急対処保護措置）に関し市長が必要と認める事項

2 本計画の構成

本計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処
- 第4編 復旧等
- 資料編

3 本計画の見直し、変更手続

(1) 本計画の見直し

本計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

本計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 本計画の変更手続

本計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、同法第35条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、これを市議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、次のとおり、基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の基本的人権の尊重に最大限配慮し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するため必要最小限度に限られ、適正な手続のもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、警報の発令・伝達、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）等の状況、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況、被災情報など、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の育成・活性化、ボランティア活動の支援に努めるとともに、住民が、主体的に、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に備え、食料や飲料水の備蓄、近隣住民とのコミュニケーションづくり、訓練への参加に努めるよう啓発に努める。

(6) 避難行動要支援者への配慮及び国際人道法の的確な実施

①市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施にあたっては、高齢者、障害者、要介護者、乳幼児等の避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

- ②市は、情報の伝達にあたっては、高齢者、障害者、要介護者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者に対し、確実に情報が伝達されるよう努める。
- ③市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重とその他の特別な配慮

- ①市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するにあたっては、その実施方法について、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
- ②市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置（緊急対処保護措置）として実施する警報、避難の指示及び緊急通報等の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。
- ③市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

(8) 国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る安全の確保

- ①市は、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）について、その内容に応じ、国から入手した情報、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置（緊急対処保護措置）に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
- ②市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し、国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時、十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

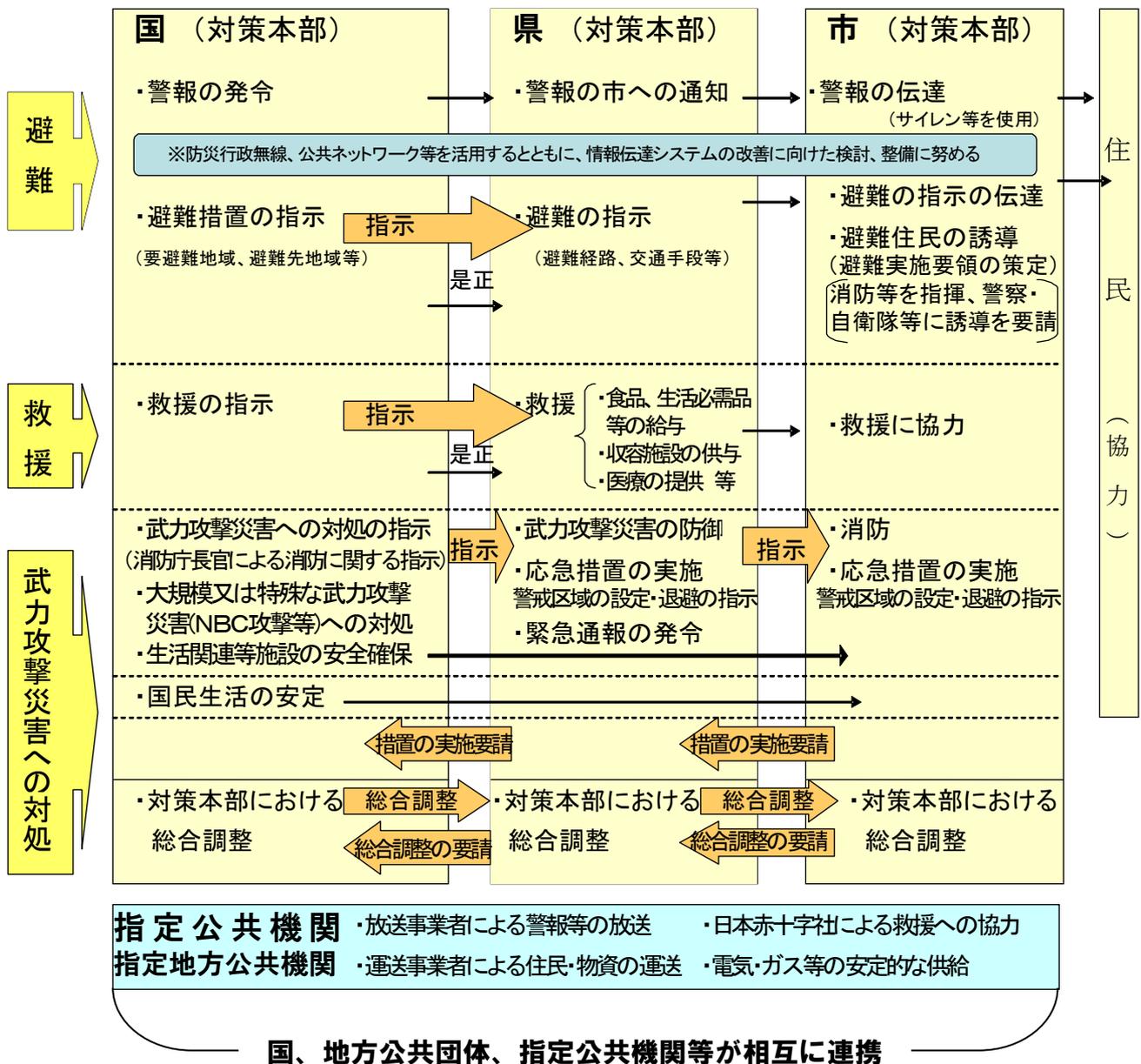
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施にあたり、関係機関（国、県、指定公共機関、指定地方公共機関）との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の役割を確認するとともに、関係機関の連絡先等について、平素から把握に努める。

1 市及び関係機関の役割分担の概要

国民保護措置（緊急対処保護措置）における市及び関係機関の役割分担の概要は、次のとおりである。

市及び関係機関の役割分担の概要



2 市及び関係機関の事務又は業務の大綱

○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 本計画の作成、見直し 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関する措置の実施

○県の事務（県国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
秋田県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成、見直し 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県対策本部等総合的推進組織の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難の措置 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関する措置の実施

○関係指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置（緊急対処保護措置）及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 (秋田財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関 (秋田船川税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
秋田労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
東北農政局 (秋田県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道の応急・復旧対策 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部東北支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局 (能代河川国道事務所) (秋田河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (秋田港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (秋田運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
札幌航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部 (秋田海上保安部)	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置
東北地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
東北防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
18機関	

○自衛隊の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊秋田地方協力本部 陸上自衛隊 東北方面総監部 第9師団司令部 (秋田駐屯地)	1 武力攻撃事態等における武力攻撃の排除措置による被害の極小化 2 武力攻撃事態等（緊急対処事態）における国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施及び関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）の支援等
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部 (加茂分屯基地)	
航空支援集団司令部 (秋田分屯基地)	

○関係指定公共機関の事務

分類	機関の名称	事務又は業務の大綱
医療等	日本赤十字社(秋田県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	独立行政法人国立病院機構 (あきた病院)	1 医療の確保
道路	東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所、横手管理事務所、十和田管理事務所)	1 道路の管理
電気	東北電力株式会社(秋田支店)	1 電気の安定的な供給
運送	東日本旅客鉄道株式会社(秋田支社)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	J Rバス東北株式会社(秋田支店)	
	日本航空株式会社(秋田支店)	
	全日本空輸株式会社(秋田支店)	
	日本貨物鉄道株式会社(秋田営業支店)	
	新日本海フェリー株式会社(秋田支店)	
	佐川急便株式会社 (東日本支社北東北支店秋田店)	
	西濃運輸株式会社(秋田支店)	
	日本通運株式会社(秋田支店)	
ヤマト運輸株式会社(秋田主管支店)		
通信	東日本電信電話株式会社 (宮城事業部秋田支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に必要な通信の優先的取扱い
	KDD I株式会社(a u秋田支店)	
	ソフトバンクテレコム株式会社(秋田支店)	
	株式会社ドコモCS東北 (東北支社秋田支店)	
放送	日本放送協会(秋田放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
その他	日本銀行(秋田支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
	日本郵便株式会社(秋田中央郵便局)	1 郵便の確保
	21 機関	

○指定地方公共機関の事務

分類	機関の名称	事務又は業務の大綱
放送	株式会社秋田放送	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	秋田テレビ株式会社	
	秋田朝日放送株式会社	
	株式会社エフエム秋田	
	株式会社秋田ケーブルテレビ	
運送	秋田中央交通株式会社	1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
	秋北バス株式会社	
	羽後交通株式会社	
	由利高原鉄道株式会社	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保
	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	
	秋田臨海鉄道株式会社	
	公益社団法人秋田県トラック協会	
医療	一般社団法人秋田県医師会	1 医療の確保
	秋田県厚生農業協同組合連合会	
	公益社団法人秋田県看護協会	
	一般社団法人秋田県薬剤師会	
	一般社団法人秋田県歯科医師会	
ガス	東部瓦斯株式会社(秋田支社)	1 ガスの安定的な供給
	湖東瓦斯株式会社	
	のしろエネルギーサービス株式会社	
	社団法人秋田県LPガス協会	
建設	一般社団法人秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること
	22機関	

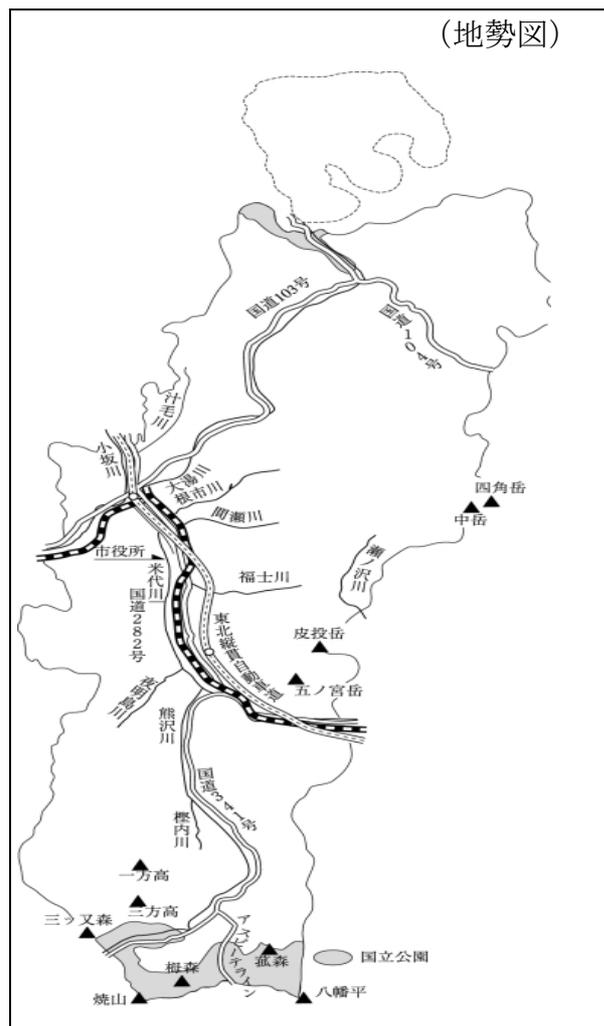
第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施にあたり考慮すべき市の地理的、社会的特徴等は次のとおりである。

(1) 位置と地勢

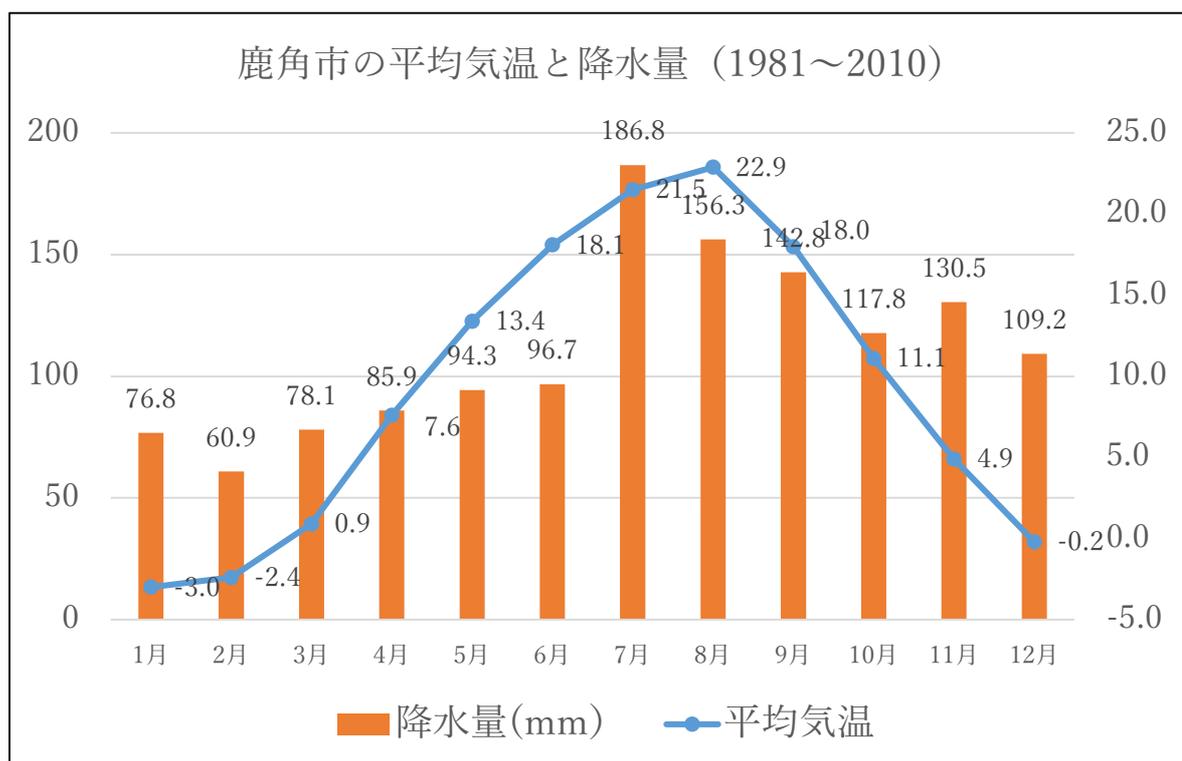
本市は、北東北3県のほぼ中央、秋田県の最北東部に位置し、東は青森県三戸郡田子町・新郷村及び岩手県八幡平市に、西は大館市・北秋田市に、北は鹿角郡小坂町及び青森県十和田市に、南は仙北市に接しており、行政面積は707.52km²で、東西の長さは約20.1km、南北は約52.3kmに及んでいる。

地勢は、秋田県北部を貫流する米代川の最上流部にあたり、奥羽山脈中に開かれた鹿角盆地と周囲に連なる山々からなり、市域の約8割を林野が占めている。盆地の中央を流れる米代川に、小坂川、大湯川、熊沢川、夜明島川などの支流が流れ込み、盆地の周囲には数多くの台地が形成されている。



(2) 気候

本市は、内陸部に位置し奥羽山脈系の諸高山に周囲を囲まれているため、年間を通じて昼夜間の気温の較差が大きく、風向きは西寄りに偏して風速は弱く、内陸的な盆地型気候である。年間の気温の変化は8月中旬頃が最も高く、最低は1～2月上旬、年間の平均気温は約9.4℃である。降水量は梅雨末期の7月中旬が最も多く大雨となることが多いが、年間降水量は1,300mm前後と県内でも比較的少ない。冬季は西南西の季節風が強く吹きつけ、山間部に入るに従って降雪量が多くなるが、平坦地の最深積雪の平均は約65cmで内陸山間地としては少ない。

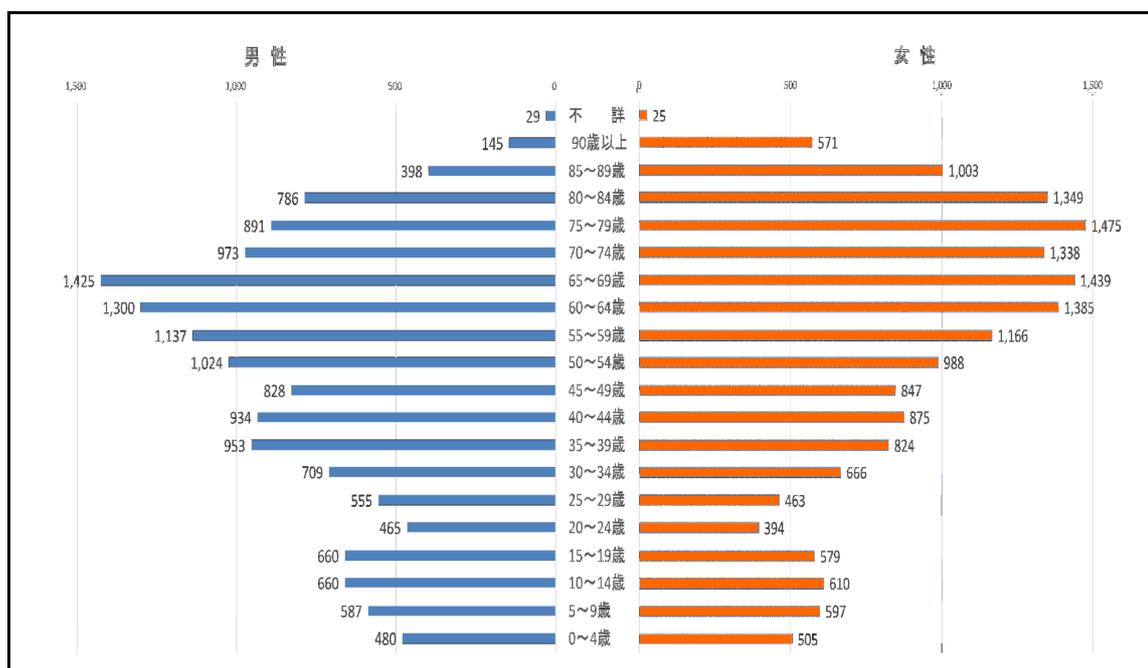


(3) 人口分布

鹿角市の人口は、平成27年度（国勢調査）で11,508世帯、32,038人（男性14,939人、女性17,099人）（花輪地区14,471人、十和田地区10,655人、八幡平地区4,264人、尾去沢地区2,648人）となっており、人口集中地区面積は少なく、周辺部まで集落が散在している。

年齢別の内訳は、0～14歳の年少人口が10.73%、15～64歳の生産年齢人口が52.29%、65歳以上の老年人口が36.81%となっており、全国や県平均と比べ特に高齢化が進んでいる。

（年齢階級別人口）（平成27年国勢調査）



(4) 道路及び鉄道の位置等

市内には、東北縦貫自動車道の鹿角八幡平と十和田の2つのインターチェンジがあり、盛岡・青森・八戸などの主要都市と約1時間で結ばれる。一般道は、東西に延びる軸として青森県十和田市及び本県大館市に繋がっている国道103号、南北の軸として北は隣町の小坂町を通過して青森県弘前市へ、南は岩手県八幡平市に繋がる国道282号が走り、103号からは青森県八戸市方面へ104号が、282号からは仙北市方面へ341号が分岐している。

鉄道は、JR花輪線が、市中心部を通過して大館市と盛岡市間を連絡している。

第5章 本計画が対象とする事態

本計画において対象とする武力攻撃事態等（緊急対処事態）は次のとおりである。

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、次の2つの事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条)

※武力攻撃事態等の認定は、国際情勢、相手国の意図、軍事的行動等を総合的に勘案して判断されるものであり、当時の政府の判断と国会の承認によることとなる。

武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針により示されており、それぞれの事態の様相、留意事項は次のとおりである。

事態類型	想 定
(1) 着上陸侵攻	<p>【事態様相】 他国が武力を行使して、海又は空から地上部隊などを我が国の領土に直接着上陸させ、侵攻する事態。着上陸侵攻の前段階として、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 船舶により上陸を行う場合には、接岸容易な沿岸部が、航空機による侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が攻撃目標となる可能性が高い。 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>【留意事項】 事前準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、終結後の復旧が課題となる。</p>
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>【事態様相】 我が国を攪乱、或いは本格侵攻等の準備のため、ゲリラや特殊部隊といった兵力を我が国に潜入させ、施設を破壊するため、隠密・奇襲的に行動する。そのため、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>

	<p>都市部の行政施設、石油コンビナート、発電所、ダム等の施設が攻撃目標と考えられ、攻撃目標の施設によっては、二次被害の発生も想定され、放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）の使用も想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>事態の状況によっては、知事の緊急通報、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> <p>住民の避難については、市と県、県警察は、海上保安部及び自衛隊と連携し、状況に応じて、攻撃当初は、屋内に一時退避させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要がある。</p>
<p>(3) 弾道ミサイル攻撃</p>	<p>【事態様相】</p> <p>弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、我が国に向け発射し、攻撃する事態。弾頭は、通常弾頭、核弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭が想定される。</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を特定することは困難である。</p> <p>さらに、極めて短時間で着弾することが予想される。弾頭の種類によって被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
<p>(4) 航空攻撃</p>	<p>【事態様相】</p> <p>周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性等から航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃はその意図が達成されるまで反復されることも考えられる。安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の場合には、被害が拡大することが想定される。</p> <p>航空攻撃が行われれば、対応する時間が少なく、攻撃目標を特定することは困難である。都市部、ライフラインのインフラ施設が攻撃目標と考えられる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。被害の拡大防止のため、生活関連等施設の安全確保措置を実施する必要がある。</p>

さらに、上記の4類型において、大量破壊兵器（核兵器（N：Nuclear weapon）、生物兵器（B：Biological weapon）、化学兵器（C：Chemical weapon）のこと。）を使用する攻撃が行われる場合の事態様相、留意事項については、次のとおりである。

<p>大量破壊兵器を使用しての攻撃 (NBC攻撃)</p>	<p>①核兵器等 (N)</p> <p>【事態様相】</p> <p>被害は、当初は主に核爆発による熱線、爆風、初期放射線によって、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に発生し、その後初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する中性子誘導放射線により、爆心地周辺において被害を受ける。また、爆発時に生じ、上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下する放射能を持った物質(放射性降下物)により、広範囲の地域に被害が拡大することが想定される。</p> <p>放射性降下物による被害は一般的に、放射性降下物が皮膚に付着することにより皮膚が被ばくし、あるいはこれを吸飲したり、汚染された飲料水や食物を摂取することにより内部被ばくする。</p> <p>また、ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>【留意事項】</p> <p>避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって皮膚被ばくを抑制するほか、口、鼻を汚染されていないタオル等で保護することや疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域の立入制限を確実にし、避難住民の誘導や医療提供する要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。</p> <p>また、核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>
	<p>②生物兵器 (B)</p> <p>【事態様相】</p> <p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否かにより被害の範囲が異なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染による被害が拡大することが考えられる。</p> <p>【留意事項】</p> <p>厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等疾病監視により、感染源、感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行う必要がある。</p>

	<p>③化学兵器（C）</p> <p>【事態様相】 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>【留意事項】 国、市町村等関係機関の連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた緊急医療活動を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが必要である。</p>
--	--

2 緊急処理事態

緊急処理事態とは、次の事態をいう。

緊急処理事態	<p>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。（事態対処法第22条）</p>
--------	--

また、緊急処理事態の事態例として、次の4事態が基本指針により示されており、それぞれの事態例、事態様相については、次のとおりである。

なお、留意事項は、武力攻撃事態等を参考とする。

事態分類	想	定
(1)危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃が行われる事態	<p>【事態例①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> 爆発、火災の発生 建物、ライフライン等が被災し社会経済活動に支障 	
	<p>【事態例②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物積載船への攻撃 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 	
	<p>【事態例③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムへの攻撃による破壊 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下流地域に及ぼす被害が多大 	

<p>(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、文教施設、ターミナル駅、新幹線の爆破 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆破による被害が多大
<p>(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>【事態例①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害 ・放射線により正常な細胞機能が攪乱、皮膚、内臓が被爆
	<p>【事態例②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間内に感染者が移動し、判明したときは被害が拡大
	<p>【事態例③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風下に拡散し、人的被害が発生
	<p>【事態例④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地に対する毒素等の混入 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水摂取による人的被害 ・農作物等への被害
<p>(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の破壊に伴う人的被害と周辺への被害が多大

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る事務又は業務を行う。

【市の各部課における平素の業務】

部名	課名	所掌事務又は業務
総務部	総務課 政策企画課	<ul style="list-style-type: none">・市国民保護協議会の運営に関する事・本計画の見直しに関する事・実施体制の整備に関する事・職員の参集体制の整備に関する事・関係機関との連携体制の整備に関する事・警報、緊急通報及び避難・退避の指示等の連絡体制の整備に関する事・避難施設の指定等に関する事・救援の実施体制に整備に関する事・安否、被災情報の収集体制の整備に関する事・特殊標章等の交付及び管理体制の整備に関する事・物資及び資材の備蓄、整備等に関する事・国民保護措置（緊急対処保護措置）の研修及び訓練に関する事・国民保護に関する普及・啓発に関する事・情報システムの保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事・国民保護措置（緊急対処保護措置）用車両の確保と配車体制の整備に関する事・広報体制の整備に関する事・報道関係機関との連絡体制の整備に関する事

	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る予算に関すること ・市有財産の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）に係る税の減免措置等に関すること
市民部	市民課 各支所	<ul style="list-style-type: none"> ・安否、被災情報の収集体制の整備に関すること
	共働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の相談体制の整備に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・自治会等との連絡体制に関すること ・ボランティア（支援体制等）に関すること ・埋葬及び火葬のための体制の整備に関すること ・武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生に起因する廃棄物処理体制の整備に関すること ・運送事業者との連絡、調整体制の整備に関すること
	福祉課 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健、福祉施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること ・救援の実施体制の整備に関すること ・高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療の確保体制、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・鹿角市鹿角郡医師会との連絡体制の整備に関すること
産業部	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設及び林業施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること ・食料品等の調達体制の整備に関すること
	観光交流課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
建設部	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょう、公園施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること ・道路交通の確保、規制のための体制の整備に関すること ・長期避難住宅の供与体制の整備に関すること ・応急仮設住宅の供与体制の整備に関すること
	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設、下水道施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること ・飲料水の確保、供給体制の整備に関すること
教育委員会	総務学事課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等所管施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること ・児童、生徒、教職員の安全指導に関すること

	生涯学習課 スポーツ振興課	・ 体育施設、文化施設等の所管施設及び文化財等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事
会計課		・ 総務課に属する各事務又は業務の協力に関する事
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		・ 農林課に属する各事務又は業務の協力に関する事
鹿角広域行政組合消防本部		・ 消防活動体制の整備に関する事 ・ 消防団員の参集基準の整備に関する事 ・ 消防応援要請の整備に関する事

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、総務部長が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等（緊急処理事態）に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、鹿角広域行政組合消防本部との連携を図りながら、速やかに市長及び総務課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記のとおり体制を整備することとし、その参集基準を次のとおり定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①市緊急事態連絡室	総務課職員が参集
②市緊急事態対策部	原則として、市国民保護対策本部（市緊急処理事態対策本部）体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部 （市緊急処理事態対策本部）	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部（市緊急処理事態対策本部）設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部（市緊急処理事態対策本部）設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

部課長級職員及び総務課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び総務課職員が、交通の途絶、自らの被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長の代替職員は、次のとおりとする。

名称	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長	総務部長	市民部長
副本部長（副市長）	総務部長	市民部長	産業部長
副本部長（教育長）	教育部長	教育次長	総務学事課長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 市対策本部等の機能の確保のための準備

市は、市対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の事項について整備に努める。

- 通信の確保
- 情報収集・提供体制の確保
- 交代要員の確保その他職員の配置
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保
- 食料、燃料等の備蓄

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署（以下「消防本部等」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部等における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部等との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置（緊急対処保護措置）が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置（緊急対処保護措置）についての研修を実施するとともに、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部と連携し消防本部等における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定があった場合には、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（法第82条）
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項・5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの（法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項）
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）	
訴訟に関する事（法第6条、第175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書事務取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等（緊急対処事態）が継続している場合及び国民保護措置（緊急対処保護措置）に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 本計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）と市の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防本部は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市の区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との協定一覧】

	協定名称	締結先	締結日	協定内容
自治体	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	秋田県及び県内25市町村	H24.1.20	相互応援
	災害時における相互援助に関する協定	秋田県13市	H18.4.26	相互応援
	葛飾区及び鹿角市の連携・協力に関する協定	東京都葛飾区	H28.5.31	相互連携、相互協力
団体等	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	H22.11.16	情報交換
	災害時における協力に関する覚書	花輪郵便局（市内郵便局）	H10.3.5	情報交換
	災害時における水道施設の応急対策業務の応援活動に関する協定	鹿角管工事業協会	H20.5.13	水道施設の応急対策
	災害復旧時の協力に関する協定	東日本電信電話株式会社 宮城営業部 秋田支店	H21.11.19	職員派遣、通信設備の復旧協力、災害用公衆電話（特設公衆電話）の設置
	災害時の協力に関する協定	東北電力株式会社鹿角電力センター	H21.11.19	職員派遣、電力設備の復旧協力
	災害時における電気設備等復旧応援に関する協定	北鹿電気工事業協同組合	H23.9.30	電気施設の応急復旧工事
	鹿角市における災害協力に関する協定	㈱秋田銀行市内各支店	H25.3.21	インフラ提供、復旧融資制度、緊急支援物資集積場の提供
	鹿角市における災害協力に関する協定	㈱北都銀行市内各支店	H25.3.21	インフラ提供、復旧融資制度、緊急支援物資集積場の提供
	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資器材の調達に関する協定	一般社団法人秋田県LPGガス協会	H27.3.27	液化石油ガス及び応急対策用資器材の提供
	災害時における応急対策業務に関する協定	花輪・十和田・八幡平の各建設業協会	H29.9.25	被災情報の収集及び連絡、被災状況の調査、重機、資機材等の調達、応急対策工事の実施等
民間	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	ヤマト運輸株式会社秋田主管支店	H25.6.3	避難所等への防災用備品及び支援物資の配送、支援物資拠点の運営等
	災害時における避難所運営資機材の確保に関する協定	㈱カナモト鹿角営業所	H25.1.24	避難所運営資機材の確保

災害時における避難所運営資機材の確保に関する協定	幸和リース(株)鹿角営業所	H25. 1. 24	避難所運営資機材の確保
災害時における避難所運営資機材の確保に関する協定	蔵王リース(株)	H25. 1. 24	避難所運営資機材の確保
災害時における避難所運営資機材の確保に関する協定	(株)フジモト	H25. 1. 24	避難所運営資機材の確保
災害時における避難所運営資機材の確保に関する協定	(株)ほくとう鹿角店	H25. 1. 24	避難所運営資機材の確保
災害時生活物資供給等に関する協定	(株)いとく	H9. 11. 20	生活物資全般
災害時生活物資供給等に関する協定	かづの農業協同組合	H9. 11. 20	生活物資（米・衣料品のみ）
災害時生活物資供給等に関する協定	(株)ユニバース	H14. 3. 12	生活物資全般
災害時生活物資供給等に関する協定	イオンスーパーセンター(株)	H23. 6. 29	生活物資全般
災害時生活物資供給等に関する協定	(株)Aコープ北東北	H24. 5. 7	生活物資全般
災害時における燃料の優先供給等に関する協定	(株)アニモ	H24. 4. 27	燃料の優先供給
災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	ダイドードリンコ(株)東北第一営業部	H25. 10. 6	飲料水等の供給協力
災害時における緊急放送に関する協定	鹿角コミュニティーFM(株)	H25. 10. 16	災害発生時の緊急放送
臨時災害放送局の開設に関する協定		H25. 10. 16	大規模災害発生時の臨時災害放送局設置

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置（緊急対処保護措置）の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図りながら、武力攻撃事態等（緊急対処事態）においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において国民保護措置（緊急処処保護措置）を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置（緊急処処保護措置）の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害（緊急処処事態における災害）発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 国または県システムの活用

市は、県総合防災情報システムを活用し、関係機関との連絡通信を確保するとともに、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し、国からの連絡通信を確保する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等（緊急処処事態）において、国民保護措置（緊急処処保護措置）に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃（緊急処処事態における攻撃）等の状況、国民保護措置（緊急処処保護措置）の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害（緊急処処事態における災害）により障害が発生した場

合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）時において確実な利用ができるよう、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態（緊急処理事態）等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業者用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するにあたっては、各自治会に配置されている防災情報伝達責任者への電話連絡や広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備に努める。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、避難行動要支援者に対する伝達に配慮するとともに、国民保護法第47条第1項に規定する警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ定めるものとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる複数の情報伝達手段の整備に向けた検討を行うとともに、その他防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が警報の内容の伝達を行うこととなる区域内の学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により死亡し又は負傷した住民の安否情報（下表参照）に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき安否情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名
② フリガナ
③ 出生の年月日
④ 男女の別
⑤ 住所（郵便番号含む）
⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
⑦ その他個人を識別するための情報
⑧ 負傷（疾病）の該当
⑨ 負傷又は疾病の状況
⑩ 現在の居所
⑪ 連絡先その他必要情報
⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答（①～⑪）の希望
⑬ 知人からの照会に対する回答（①⑦⑧）の希望
⑭ ①～⑪について親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答又は公表することへの同意
2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
⑧ 死亡の日時、場所及び状況
⑨ 遺体が安置されている場所
⑩ 連絡先その他必要情報
⑪ ①～⑩について親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
						平成 年 月 日 時 分	鹿 角 市
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 鹿角市△△字□□ 番地（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
鹿角市							
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況			
鹿角市							
//							
//							

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等（緊急対処事態）における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練を実施し、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難

訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所想定で行うとともに、実際に資器材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるとともに、年次計画を定めるなど、計画的に実施するものとする。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練の実施に努める。

訓練項目	内容
①情報伝達訓練	関係機関が所有する通信施設を活用し、警報等の発令、避難の指示等を住民へ確実に伝達する訓練
②被災・安否情報収集訓練	関係機関からの被災・安否情報の収集、整理を行う訓練
③広報訓練	住民に対し、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する情報を的確かつ迅速に提供する訓練
④対策本部等運営訓練	関係機関の参加による、武力攻撃事態等（緊急処理事態）発生時における本部の設置、職員の参集、情報の収集・整理・分析等本部運営の訓練
⑤避難訓練	関係機関、住民参加による避難誘導、職員等の配置、避難経路・避難施設の確認、避難施設の開設等住民避難訓練
⑥救援訓練	炊き出し、生活必需品の供与、物資運送機関への伝達、輸送経路等救援に関する訓練
⑦特殊災害訓練	NBC災害に対処するため、関係機関参加の下に、情報伝達、救出・救助、物質特定、除染、医療救護等の訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置（緊急対処保護措置）と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、特に高齢者、障害者等避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業

等に反映する。

- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）への対応に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）への対応に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

地図	地形図、住宅地図等
人口分布等	人口分布、世帯数、昼夜別の人口の統計データ
道路網のリスト	避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路網一覧
輸送力のリスト	運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設のリスト	避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト（県指定避難施設）
備蓄物資、調達可能物資のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
生活関連等施設のリスト	避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関連絡先一覧	避難に関係する機関の連絡先等
自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	代表者及びその代理の者の自宅及び連絡先等
消防機関のリスト	消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト
要避難支援者のリスト	避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難

な者の避難について、自然災害への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担

等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

① 輸送力に関する情報

ア 保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員

イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

② 輸送施設に関する情報

ア 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

イ 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月2

9日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備・点検する。また、拠点施設については、武力攻撃事態等（緊急対処事態）においても最低限の機能を維持できるよう、地域防災計画との整合を図りながら、必要な設備等の整備に努める。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制の整備に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であり、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について、必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用し、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への周知を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓蒙

市は、国または県からの武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 住民の協力に対する啓発

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、住民の避難、避難住民等への救援、消火

活動、負傷者の搬送、被災者の救助、被災による廃棄物の処理等住民の自発的な協力について啓発に努める。

(3) 備蓄の推進に関する啓発

市は、住民に対し、非常時に備え、3日分の飲料水及び食料品の確保を図るよう、広報誌等あらゆる広報媒体を活用しつつ、啓発に努める。

(4) 訓練の参加に関する啓発

市は、住民の訓練への積極的な参加について啓発に努める。

(5) 運転者がとるべき措置の周知

市及び警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知に努める。

第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

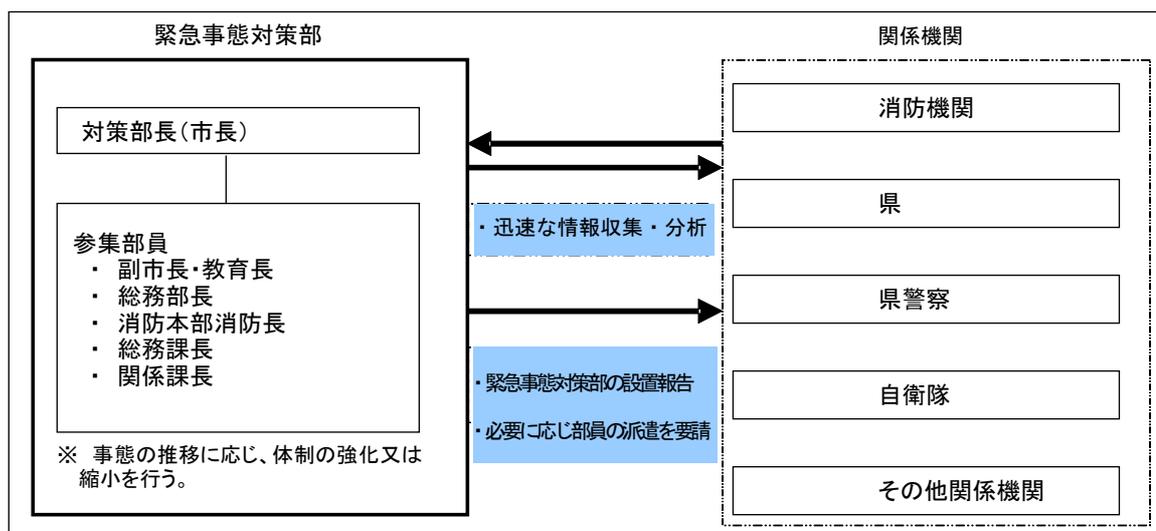
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態対策部の設置及び初動措置

(1) 緊急事態対策部の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態対策部を設置する。緊急事態対策部は、市対策本部員のうち、総務部長など、個別の事態の状況に応じ、事案発生時の対処に必要な要員により構成する。

【市緊急事態対策部の構成等】



- ※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。消防本部等においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

- ② 緊急事態対策部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態対策部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態対策部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態対策部において、各種の連絡調整にあたりるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

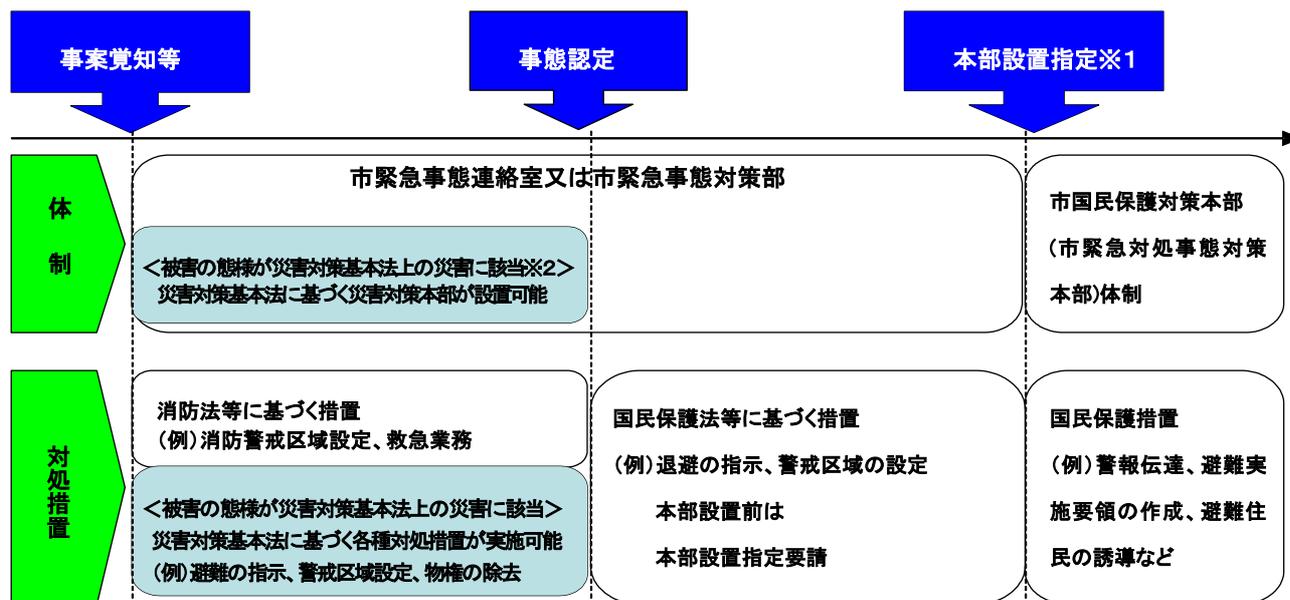
(4) 対策本部への移行に要する調整

市緊急事態対策部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態対策部は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を立ち上げ、又は、緊急事態対策部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態対策部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局長は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部事務局員は、市庁舎第1会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、次に示すとおり市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

第1順位 鹿角広域行政組合消防本部2階災害対策室

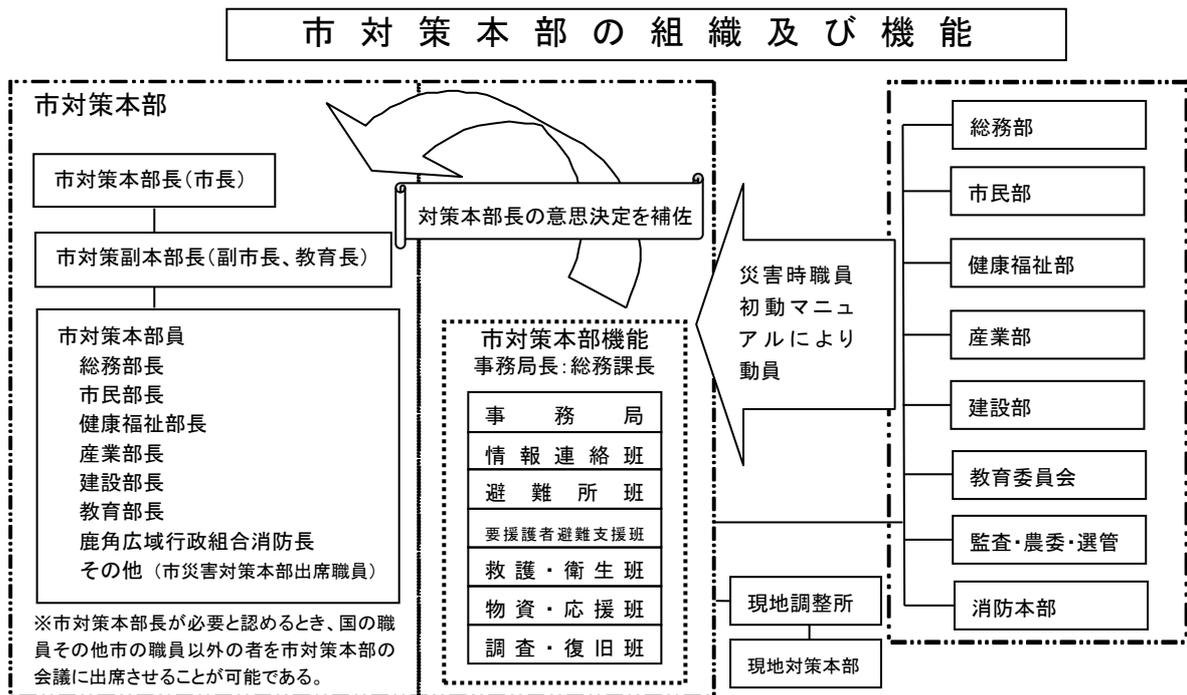
第2順位 鹿角市福祉保健センター2階大会議室

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、次のとおりとする。



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする(市対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

【市対策本部の機能及び構成】

班 名	機 能 及 び 構 成
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部会議の運営に関すること 市が行う国民保護措置に関する調整 市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること 市対策本部長が決定した方針に基づく各班への指示に関すること 避難指示・勧告等に関すること 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集等に関する事 ・市対策本部員及び市対策本部職員のローテーション管理に関する事 ・通信回線や通信機器の確保 ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関する事（広報責任者） <p>（総務課危機管理室、行政班、政策企画課政策推進班）</p>
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報および安否情報の収集 ・避難や救援、災害への対応状況等の確認 ・その他総務班等から依頼された情報の収集及び発信 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事 <p>（政策企画課総合戦略室、鹿角ライフ促進班、財政課財政班、管財地籍班、税務課収納管理室）</p>
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設および教育施設に関する事 ・避難所の開設、廃止に関する事 ・生活相談に関する事 <p>（市民共働課共働推進班、市民課戸籍年金班、国保医療班、支所窓口班、税務課課税班、収納管理室、農林課農地林務班、教育委員会総務学事課、生涯学習課、文化の杜交流館、スポーツ振興課、ストーンサークル館）</p>
要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難支援に関する事 ・避難状況の確認及び伝達 ・福祉避難所の開設、廃止に関する事 <p>（福祉課地域福祉班、長寿支援課長寿生活班、地域包括支援センター）</p>
救護・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設、廃止に関する事 ・ごみの処理に関する事 ・防疫活動に関する事 <p>（市民共働課環境生活班、福祉課保護班、子育て支援班、いきいき健康課）</p>
物資・応援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の物資調達および物資調達に関する事 <p>（契約検査室、産業活力課観光交流班、商工振興班、議会事務局、選挙管理事務局、監査事務局、会計課）</p>
調査・復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査に関する事（所管施設、農地等） ・家屋の被害調査に関する事（り災証明） ・インフラの復旧に関する事 ・飲料水の確保に関する事 <p>（農林課こだわり作物推進室、構造改革推進室、農地林務班、農業委員会事務局、都市整備課計画管理班、道路河川班、建築住宅班、上下水道課管理班、上下水道班）</p>

【武力攻撃事態等（緊急処理事態）における各部の主な業務】

部名	課名	班名	市対策本部での主な業務
総務部	総務課	危機管理室	事務局に係る業務
		行政班 職員班 秘書班	
	政策企画課	政策推進室	情報連絡班に係る業務
		総合戦略室 鹿角ライフ促進班	
財政課	財政班 管財地籍班		
	契約検査室		物資・応援班に係る業務
市民部	市民課	戸籍年金班 国保医療班 市民窓口班	避難所班に係る業務
		市民共動課	
		環境生活班	救護・衛生班に係る業務
	税務課	課税班	避難所班に係る業務
収納管理室		情報連絡班に係る業務	
健康福祉部	福祉課	保護班 子育て支援班	救護・衛生班に係る業務
		地域福祉班	
	長寿支援課	長寿支援班 地域包括支援センター	
	いきいき健康課		救護・衛生班に係る業務
産業部	産業活力課	観光交流班 商工振興班	物資・応援班に係る業務
		農林課	
建設部	都市整備課	計画管理班 道路河川班 建築住宅班	調査・復旧班に係る業務
		上下水道課	
会計	会計課		物資・応援班に係る業務
議会	議会事務局		
監査	監査委員事務局		
選管	選挙管理委員会事務局		

農委	農業委員会事務局		調査・復旧班に係る業務
教育委員会	総務学事 生涯学習課 スポーツ振興課 ストーンサークル館		避難所班に係る業務
鹿角広域行政組合	消防本部		火災に係ること 救急・救助に係る業務 疾病者の搬送に係る業務 住民の避難誘導に関すること 消防団に関すること

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等（緊急対処事態）において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

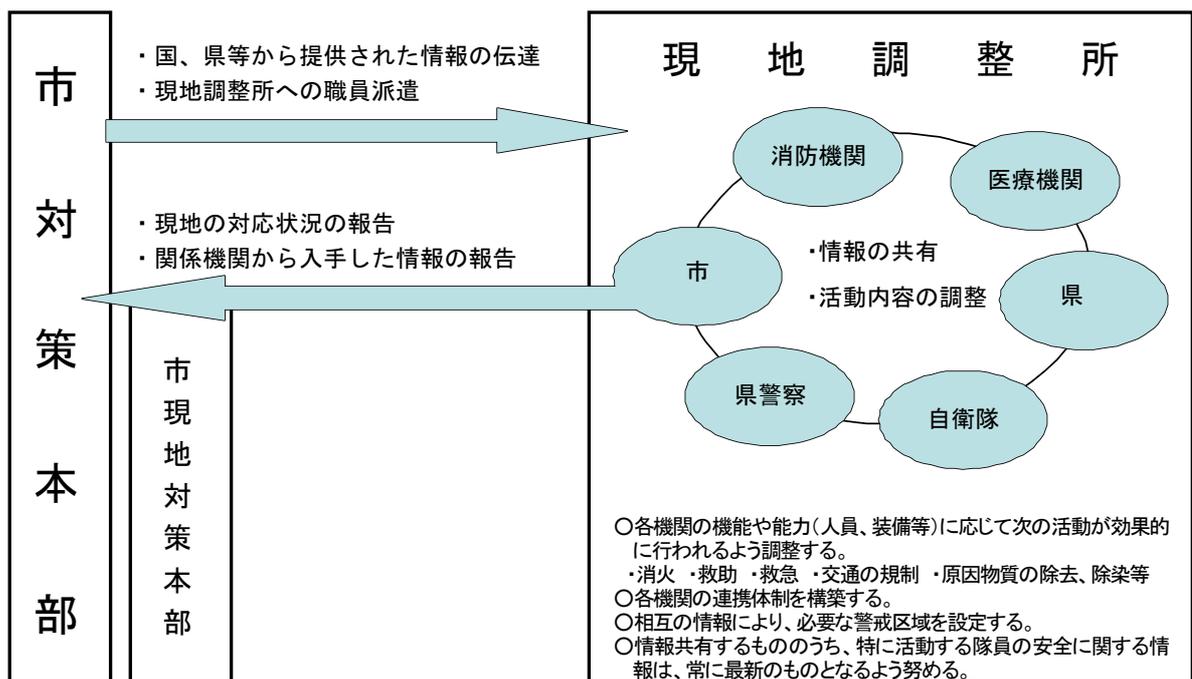
市長は、被災現地における国民保護措置（緊急対処保護措置）の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動

の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処にあたる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整にあたる必要がある。）。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進するため、各種の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置（緊急対処保護措置）の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市の区域内の国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する総合調整
市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する総合調整を行う。
- ② 県対策本部長に対する総合調整の要請
市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する総合調整を行うよう要請することを求める。
この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。
- ③ 情報の提供の求め
市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。
- ④ 国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る実施状況の報告又は資料の求め
市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、

市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該現地対策本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣（自衛隊法第77条の4））。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする自衛隊秋田地方協力本部長（第1優先連絡先）、又は第9師団長（第2優先連絡先）を通じて、陸上自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあつては市の区域を警備区域とする舞鶴地方総監、航空自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする北部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合

は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自

主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等（緊急処理事態）の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

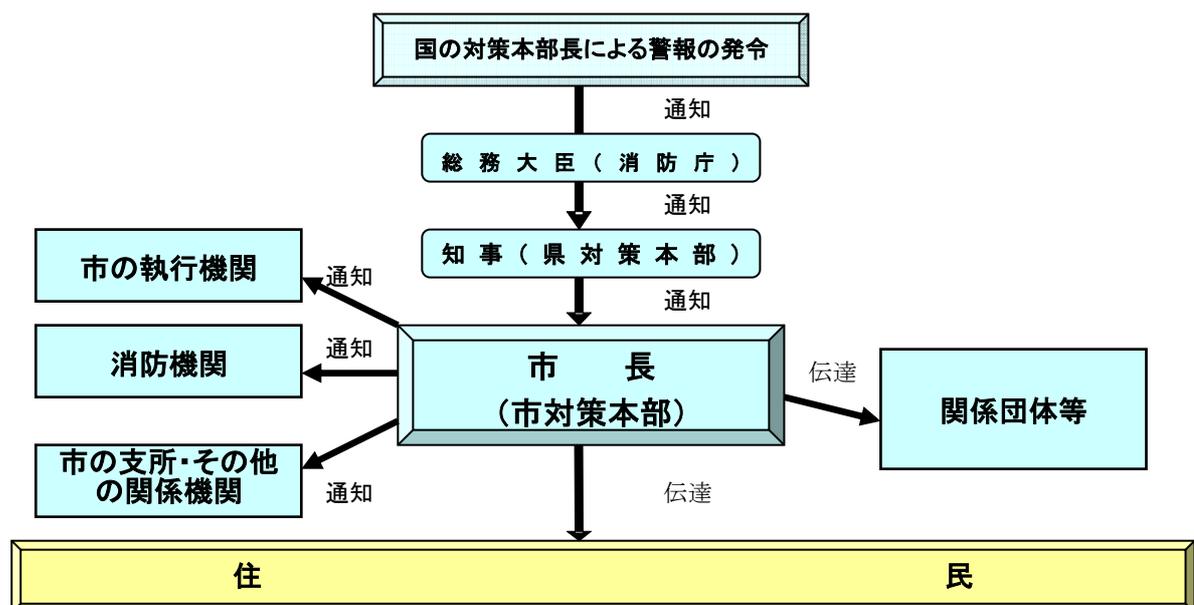
① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

① 市長は、市の執行機関、消防機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達】



※ 警報の伝達にあたっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。(※全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。)
 - ① 「武力攻撃 (緊急対処事態における攻撃) が迫り、又は現に武力攻撃 (緊急対処事態における攻撃) が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などにより、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - ② 「武力攻撃 (緊急対処事態における攻撃) が迫り、又は現に武力攻撃 (緊急対処事態における攻撃) が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
イ 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。
また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態 (緊急対処事態) の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

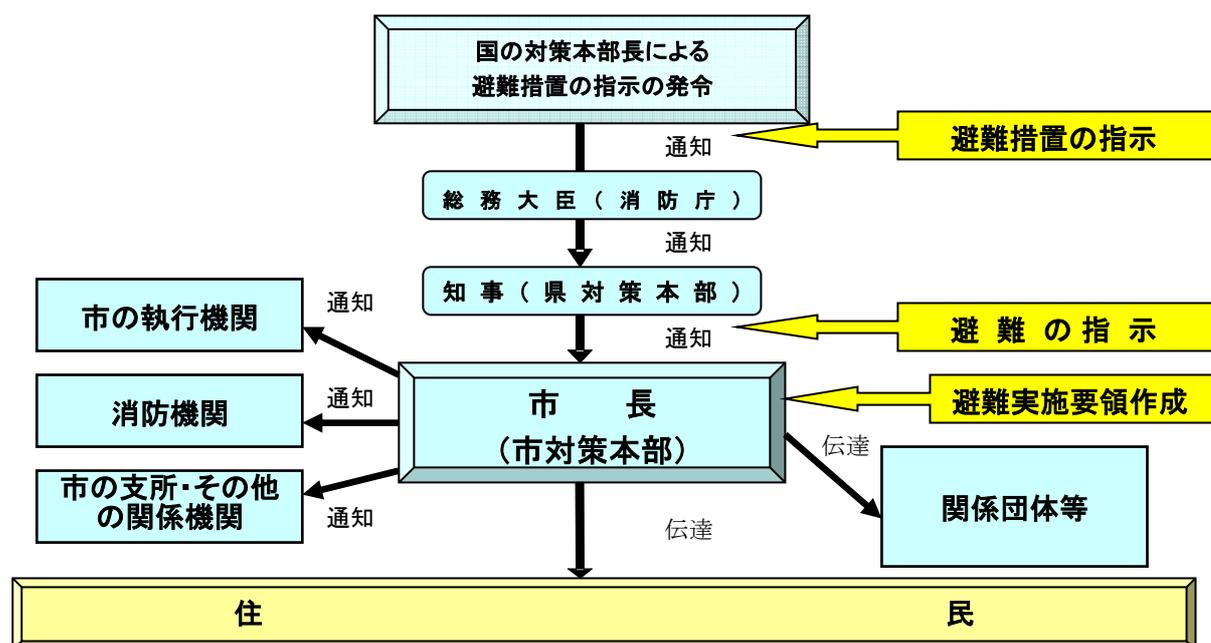
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

市長は、法定事項、県国民保護計画に基づき、次に掲げる項目を避難実施要領に定める。

ただし、時間的余裕の無い緊急の場合には、法定事項を箇条書きにするなど、事態の状況を踏まえて、簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

記載項目	留意点
① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	<p>避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。</p> <p>(例：A1地区1-2、1-3の住民は「A1自治会」、A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2自治会」を避難の単位とする)</p>
② 避難先	<p>避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)</p>
③ 一時集合場所及び集合方法	<p>避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。</p> <p>(例：集合場所：A1地区2-1の鹿角市立A1小学校グラウンドに集合する。集合にあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。)</p>
④ 集合時間	<p>避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>(例：バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00)</p>

⑤ 集合にあたっての留意事項	<p>集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</p> <p>(例：集合にあたっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)</p>
⑥ 避難の手段及び避難の経路	<p>集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線A A 駅より、〇月〇日の15：30 発のB 市B 1 駅行きの電車で避難を行う。B 市B 1 駅に到着後は、B 市及び鹿角市職員の誘導に従って、徒歩でB 市立B 1 高校体育館に避難する。)</p>
⑦ 市職員、消防職団員の配置等	<p>避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。</p>
⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応	<p>高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)</p>
⑨ 要避難地域における残留者の確認	<p>要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。</p> <p>(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)</p>
⑩ 避難誘導中の食料等の支援	<p>避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。</p> <p>(例：避難誘導要員は、〇月〇日18：00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)</p>
⑪ 避難住民の携行品、服装	<p>避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。</p> <p>(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっか</p>

	りした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。）
⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。 (例：緊急連絡先：鹿角市対策本部 TEL 0×-××52-××53 担当○田×夫)

【避難実施要領の参考例】

避難実施要領	
<p>鹿角市における住民の避難は、県知事の「避難の指示」の内容（1. 要避難地域 2. 避難先地域 3. 主要な避難の経路 4. 避難のための交通手段その他避難の方法 5. 住民の避難に関して関係機関が講ずる措置の概要）に従って次の方法で行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">秋田県鹿角市長 ○月○日○時現在</p>	
1	<p>避難の経路、避難の手段その他避難の方法</p> <p>鹿角市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</p> <p>(1) A1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>【避難経路及び避難手段】</p> <p>○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）</p> <p>バスの場合： A1地区の住民は、鹿角市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。</p> <p>集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。</p> <p>鉄道の場合： A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。</p> <p>集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及び鹿角市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。</p> <p style="text-align: center;">・・・以下略・・・</p> <p>(2) A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。</p> <p style="text-align: center;">・・・以下略・・・</p>
2	<p>避難住民の誘導の実施方法</p> <p>(1) 職員の役割分担</p>

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

鹿角市対策本部 担当 △山○男

T E L 0×-52××-××51 (内線 ××××)

F A X 0×-52××-××52

・・・以下略・・・

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時集合場所の選定)

⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)

⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

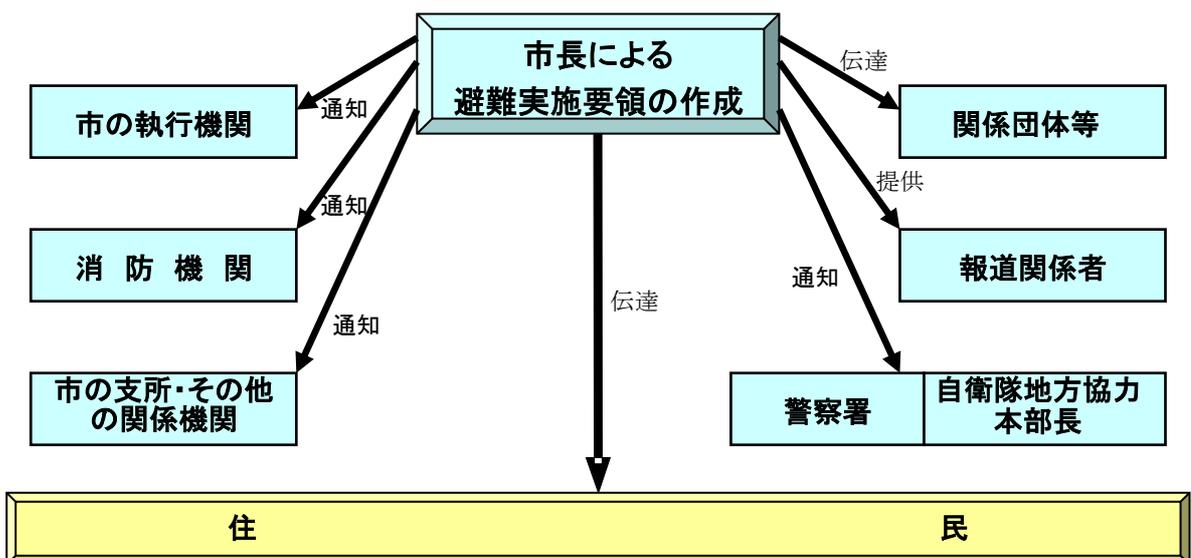
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の執行機関、消防機関、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。このため、平素から本計画や避難実施要領のパターンの作成等にあたっては、消防本部と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、道路管理者として道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 その他事態別の避難に関する留意点

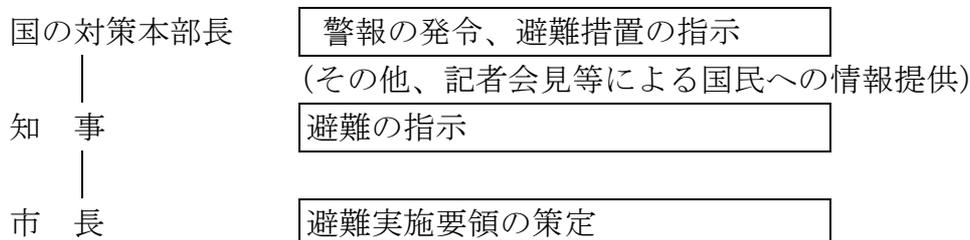
(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される国からの避難措置の指示及び県からの避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難

させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

①大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

②このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととするが、当然、予想される事態として、大規模な避難が行われることにより、大規模な混乱が発生することが予想され、そのような混乱を防止するため、大規模避難時の交通規制や輸送力の確保などについて、特に留意する必要がある。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、(1)で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

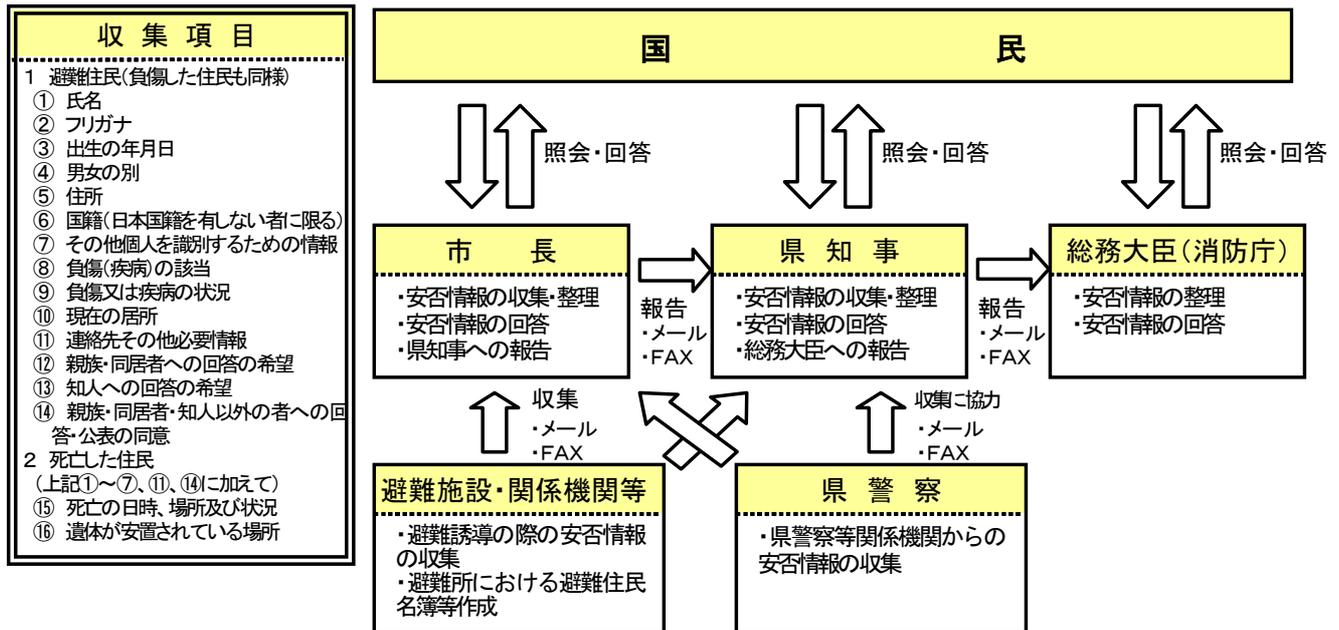
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、次のとおり定める。

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
※ 様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社秋田県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっては、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処

第1 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置（緊急対処保護措置）を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候を発見した者、消防

職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等（緊急対処事態）においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する

危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生するおそれがあると

きは、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ（災害医療での治療優先順序の選別）の実施等について医療機関と緊密な連携の取れた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 市の区域が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、市長は、武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）の状

況及び予測、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物等に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の防止及び防除

(1) 危険物等に関する措置命令

市長は、危険物等に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生を防

止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物等の取扱者に対し、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物等の管理状況報告

市長は、危険物等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の【措置】①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物等の取扱者から危険物等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、次のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部（国緊急対処事態対策本部）による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

なお、措置にあたる要員については、防護服を着用させ、被ばく線量の管理を行う等、安全確保に十分配慮する。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、総務課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、福祉保健センターと緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長及び鹿角広域行政組合消防長の権限

市長又は鹿角広域行政組合消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は鹿角広域行政組合消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、当該事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は鹿角広域行政組合消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

(7) 土地などへの立ち入り

当該措置を講ずるため、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせる判断は、知事又は県警察本部長が行う。

なお、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知し、立入りに際しては、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集にあたっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下により感染症等を発症することを防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村からの応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、県教育委員会と連携し、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに県を通じて、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも予想されるため、県と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定める。

なお、**2 避難住民等の生活安定等** 及び **3 生活基盤等の確保** の定めについては、緊急対処事態において準用する。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等（国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務をいう。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路等の管理者として当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等（国民保護法第158条）

ア 特殊標章

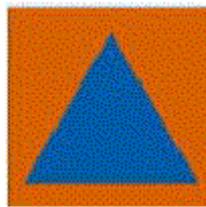
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型) (日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

表面

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> 
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>
<p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>

裏面

身長/Height _____	目の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signature of holder</p>	

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長(水防管理者)及び鹿角広域行政組合消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長(水防管理者)

- ・ 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長(水防管理者)の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長(水防管理者)が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 鹿角広域行政組合消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害が発生したときは、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧を行うこととし、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等

市が国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。